

(6) 課税標準の特例に関する調

区分	地目等	特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	
				宅地 (千円)	その他 (千円)				
法第702条第2項かつこの規定による課税標準の特例により減額となる額	第9項(日本放送協会)	評価額	1/2	010	68,120,140	4,173,128	-	72,203,667	-
		課税標準額		020	42,546,965	1,895,152	-	44,379,397	38,654,636
	第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	030	-	-	-	-	-
				040	-	-	-	-	84,126
		課税標準額	2/3	050	-	-	-	-	-
				060	-	-	-	-	3,028,620
	第11項(登録有形文化財等)	評価額	1/2	070	5,963,988	17,807	49	5,981,844	-
				080	3,467,401	12,465	49	3,479,915	4,287,156
	第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	090	-	-	-	-	-
				000	-	-	-	-	28,495
		課税標準額	2/3	110	-	-	-	-	-
				120	-	-	-	-	876
		評価額	1/6	130	7,618,281	-	-	7,618,281	-
				140	5,332,797	-	-	5,332,797	-
	第24項(関西国際空港株式会社)	評価額	1/2	150	24,623,514	786,778	-	25,410,292	-
				160	17,049,613	393,389	-	17,443,002	-
	第26項(信用協同組合等)	評価額	3/5	170	-	-	-	-	-
				180	-	-	-	-	183,259,964
	第27項(水資源機構)	評価額	1/2	190	-	-	-	-	-
				100	-	-	-	-	-
第29項(中部国際空港)	評価額	1/2	210	6,731,263	-	-	6,731,263	-	
			220	2,355,942	-	-	2,355,942	91,437	
第31項(社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	230	-	-	-	-	-	
			240	-	-	-	-	-	
第32項(自動車安全運転センター)	評価額	1/3	250	-	274,485	-	274,485	-	
			260	-	192,139	-	192,139	-	
第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/2	270	942,932	431,238	-	1,374,170	-	
			280	306,658	301,867	-	608,525	794,992	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地  (千円)	土 地 計  (千円)	家 屋  (千円)			
					宅 地  (千円)	そ の 他  (千円)						
					評 価 額	課 税 標 準 額						
法 3 附 の 規 定 第 1 に よ る 課 税 附 則 第 1 特 例 条 に よ り 又 減 額 法 と な る 第 1 税 則 第 5 条 の 額	法	第1項(倉庫)	評 価 額	1/2	2 9 0	-	-	-	-			
			課 税 標 準 額		3 0 0	-	-	-	8,237,928			
			評 価 額	7/8	3 1 0	-	-	-	-			
			課 税 標 準 額		3 2 0	-	-	-	-			
	附	(外貿埠頭公社の特定用途 第9項 港湾施設 (H10.3.31 まで取 得分))	評 価 額	1/2	3 3 0	25,337,446	-	-	25,337,446	-		
			課 税 標 準 額		3 4 0	15,576,725	-	-	15,576,725	309,337		
			評 価 額	2/3	3 5 0	-	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		3 6 0	-	-	-	-	-		
			評 価 額	3/5	3 7 0	8,769,611	-	-	8,769,611	-		
			課 税 標 準 額		3 8 0	6,138,724	-	-	6,138,724	70,677		
			評 価 額	4/5	3 9 0	-	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 0 0	-	-	-	-	-		
			第	第23項 (並行在来線に係る譲受固 定資産)	評 価 額	1/2	4 1 0	-	4,272,182	-	4,272,182	-
					課 税 標 準 額		4 2 0	-	2,439,241	-	2,439,241	240,716
			1	第26項 (高齢者、障害者等の移動 円滑化停車場建物等)	評 価 額	2/3	4 3 0	-	-	-	-	-
					課 税 標 準 額		4 4 0	-	-	-	-	659,968
	5	第30項 (民間資金等の活用による 公共施設等)	評 価 額	1/2	4 5 0	-	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 6 0	-	-	-	-	2,771,007		
	5	第31項(認定都市再生事業)	評 価 額	1/2	4 7 0	-	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 8 0	-	-	-	-	14,603,186		
5	第33項(成田国際空港)	評 価 額	3/4	4 9 0	-	-	-	-	-			
		課 税 標 準 額		5 0 0	-	-	-	-	-			
5	第34項(国立大学法人の校舎)	評 価 額	1/2	5 1 0	-	-	-	-	-			
		課 税 標 準 額		5 2 0	-	-	-	-	73,621			
条	第35項 (指定特定重要港湾に係る 港湾施設)	評 価 額	1/2	5 3 0	-	-	-	-	-			
		課 税 標 準 額		5 4 0	-	-	-	-	55,415			

区分	地目等		特例率	行番号	宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	
					宅地 (千円)	その他 (千円)				
法の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額又は法附則第15条	法附則第15条	第36項(都市鉄道施設等)	評価額	2/3	550	-	-	-	-	
			課税標準額		560	-	-	-	6,662	
	法附則第15条	第38項(外貿埠頭公社の民営化会社に係る承継特例)	評価額	1/2	570	-	-	-	-	
			課税標準額		580	-	-	-	635,846	
			評価額	3/5	590	30,080	-	-	30,080	-
			課税標準額		600	10,528	-	-	10,528	36,456
	法附則第15条	第40項(郵便事業・郵便局株式会社)	評価額	1/2	610	671,638,065	165,586	118,179	671,365,292	-
			課税標準額		620	267,512,000	76,222	82,726	267,360,158	187,513,227
	法附則第15条	第41項(鉄道再構築事業)	評価額	1/4	630	-	-	-	-	-
			課税標準額		640	-	-	-	-	71,511
	法附則第15条	第43項(重要無形文化財の公演施設)	評価額	1/2	650	-	-	-	-	-
			課税標準額		660	-	-	-	-	-
	法附則第15条	第46項(指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	670	-	-	-	-	-
			課税標準額		680	-	-	-	-	-
	法附則第15条	第2項(三島特例)(法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	690	58,363	4,491,583	-	4,549,946	-
			課税標準額		700	35,669	2,330,163	-	2,365,832	10,996,005
法附則第15条	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	710	10,631,664	7,026,923,967	277,285	7,037,396,397	-	
		課税標準額		720	5,622,785	90,095,617	194,099	95,609,349	3,869,477	
法附則第15条	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	730	21,296,809	137,021,353	-	158,318,162	-	
		課税標準額		740	14,159,470	86,482,152	-	100,641,622	9,828,682	
法附則第15条	第2項(旅客会社等に係る基盤整備事業)	評価額		750	-	-	-	-	-	
		課税標準額		760	-	-	-	-	368,769	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地  (千円)	土 地 計  (千円)	家 屋  (千円)
					宅 地  (千円)	そ の 他  (千円)			
改 正 法 附 則 第 22 条 第 14 項 による 改正	第3項	旧法附則第 15 条第 28 項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額	3/4	0 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 2 0	-	-	-	4,126
	第4項	旧法附則第 15 条第 36 項 (PFI 公共荷さばき施設)	評 価 額	1/2	0 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 4 0	-	-	-	-
	第5項	旧法附則第 15 条第 37 項 (PFI 一般廃棄物処理施設)	評 価 額	1/2	0 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 6 0	-	-	-	1,073,242
	第6項	旧法附則第 15 条第 54 項 (鉄道再生事業)	評 価 額	1/4	0 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 8 0	-	-	-	-
改 正 法 附 則 第 21 条 第 11 項 による 改正	第2項	旧法附則第 15 条第 2 項 (倉庫)	評 価 額	1/2	0 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 0 0	-	-	-	8,865,397
			評 価 額	5/6	1 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 2 0	-	-	-	-
	第3項	旧法附則第 15 条第 45 項 (地下駅火災対策施設)	評 価 額	2/3	1 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 4 0	-	-	-	-
	第4項	旧法附則第 15 条第 46 項 (地下街等の洪水時避難施設)	評 価 額	2/3	1 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 6 0	-	-	-	19,558

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
	宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)								
改 平 正 成 法 20 の 年 規 改 定 正 に 法 よ る 附 も 則 の 16 条	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1 7 0	-	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額	1 8 0	-	-	-	-	118,150	
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1 9 0	-	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額	2 0 0	-	-	-	-	-	-
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/2	2 1 0	-	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額	1/2	2 2 0	-	-	-	-	691	
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/2	2 3 0	-	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額	1/2	2 4 0	-	-	-	-	292,653	
第4項	旧法附則第15条第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設 (H18.4.1～H20.3.31まで取得分))	評 価 額	1/2	2 5 0	-	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額	1/2	2 6 0	-	-	-	-	107,619	
改 正 法 の 規 定 に よ る 正 法 附 則 第 11 条 改	第2項	旧法附則第15条第2項 (倉庫)	評 価 額	1/2	2 7 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額	1/2	2 8 0	-	-	-	-	4,613,956
		第3項	旧法附則第15条第53項 (地下街等の洪水時避難施設)	評 価 額	5/6	2 9 0	-	-	-	-
				課 税 標 準 額	5/6	3 0 0	-	-	-	-
	第2項	旧法附則第15条第18項 (外貿埠頭公社の特定用途港 湾施設 (H10.4.1～H18.3.31 まで取得分))	評 価 額	1/2	3 3 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額	1/2	3 4 0	-	-	-	-	-
第3項	旧法附則第15条第39項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額	1/5	3 5 0	4,324,856	-	-	4,324,856	-	
		課 税 標 準 額	1/5	3 6 0	2,714,152	-	-	2,714,152	230,609	
改 正 法 の 規 定 に よ る 正 法 附 則 第 20 条	第3項	旧法附則第15条第39項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額	2/3	3 7 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額	2/3	3 8 0	-	-	-	-	17,780

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
改に成附13第 正よる10正則 2 法の規の正10 定平年法第条項	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	3 9 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	4 0 0	-	-	-	-	1,966,042	
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	4 1 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	4 2 0	-	-	-	-	-	
改 正 正 も 法 法 の 附 の 平 則 規 成 定 15 第 に 年 18 よ 改 条	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	4 3 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	4 4 0	-	-	-	-	434,462	
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評 価 額	4 5 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	4 6 0	-	-	-	-	-	-
		旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	4 7 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	4 8 0	-	-	-	-	-	328,551
		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	4 9 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	5 0 0	-	-	-	-	-	1,278,690
改のにも成改附13第 正規よる10正則 2 法定る平年法第条項	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評 価 額	5 1 0	16,310,608	-	-	16,310,608	-		
		課税標準額	5 2 0	11,417,426	-	-	11,417,426	926,279		

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
改 正 成 法 7 年 規 定 に 附 属 する 第 12 条	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評 価 額	1/3	5 3 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		5 4 0	-	-	-	-	
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/6	5 5 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		5 6 0	-	-	-	190,684	
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/6	5 7 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		5 8 0	-	-	-	85,947	
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/6	5 9 0	-	-	-	-		
		課 税 標 準 額		6 0 0	-	-	-	49,833		
	旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/6	6 1 0	-	-	-	-		
		課 税 標 準 額		6 2 0	-	-	-	195,960		
	合 計		評 価 額		6 5 0	871,751,481	7,178,121,588	395,513	8,050,268,582	-
			課 税 標 準 額		6 6 0	393,873,345	183,915,255	276,874	578,065,474	490,300,799
法 第 29 条 第 5 項 附 則	市街化区域農地としての評価額			6 7 0	-	1,038	2,766,298	2,767,336	-	
	徴収猶予分に相当する課税標準額			6 8 0	-	726	1,658,127	1,658,853	-	
法 第 29 条 第 8 項 附 則	市街化区域農地としての評価額			6 9 0	-	99,785	-	99,785	-	
	徴収猶予分に相当する課税標準額			7 0 0	-	69,850	-	69,850	-	

